

岐阜労働局 発表
平成27年11月5日(木)

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課
	需給調整事業室長 篠原 保徳
	需給調整指導官 酒向 一人
	電話 058-245-1312 FAX 058-245-3105

特定派遣元事業主に対する労働者派遣事業廃止命令について

標記について、当局管内の下記の特定派遣元事業主に対し、厚生労働省において別添のとおり行政処分を実施しておりますので、配布いたします。

なお、別添は、厚生労働省が配布した資料です。

記

1. 事業主名称 株式会社 M. GRACIAS
2. 代表者 代表取締役 堀井 憲幸
3. 所在地 岐阜県恵那市山岡町馬場山田 1386 番地 1
4. 許可番号 特 21-300769
5. 許可年月日 平成 24 年 12 月 6 日

報道関係者各位

平成27年11月5日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官

戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は平成27年11月5日付で、特定派遣元事業主株式会社M. GRACIASに対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

1 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業所名 株式会社 M. GRACIAS
- (2) 代表者職氏名 代表取締役 堀井 憲幸
- (3) 所在地 岐阜県恵那市山岡町馬場山田 1386 番地 1
- (4) 届出受理年月日 平成24年12月6日
- (5) 届出番号 特 21-300769

2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第6条第4項の規定により、平成27年11月5日付けで特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

特定派遣元事業主 株式会社M. GRACIASは、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項に違反し、罰金の刑に処せられ、刑が確定し、平成27年7月18日刑の執行が終了した。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第6条第1号に規定する欠格事由に該当することとなったため。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(抄)

附則

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間(当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2～3 省略

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5～7 省略

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)【新法】

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一号 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二号～十二号 省略

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)【旧法】

(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2～3 省略

(事業廃止命令等)

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 省略

出入国管理及び難民認定法

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 略